

「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成２９年７月１日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式２）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成２９年７月１日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**ＰＤＦ形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**ＰＤＦ形式にて提出**するようにしてください。

商号又は名称：_____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。
工 事 名：R7阿耜 耐震対策 一の堰 ゲート製作工事

評 価 項 目	「品質・施工の確認方法、管理方法」の適切性
---------	-----------------------

具 体 的 な 施 工 計 画

当該工事で製作する洪水吐ゲートは、大型の扉体（シェル構造、W=20.0m、H=2.7m）であることから、運搬を考慮した扉体の分割が必要となるとともに出来形精度や品質の確保が求められる。

また、現地搬入後の扉体の組立て・据付け時に支障を及ぼさないよう、運搬（積込み、運搬、荷下ろし）時に、扉体等の変形、破損を防ぐ取り組みが必要となる。

さらに、現場据付作業は別工事（以下、据付工事）での実施となること、また仮置きヤードが確保できないことから、据付工事の進捗にあわせた現場搬入が必要となる。特に河川内工事で現場作業期間が限られるため、扉体等の現地搬入のタイミングが大事であり、据付工事との十分な工程調整が必要である。

これらのことを踏まえて、次の全ての事項について具体的に記述すること。

① 製作における出来形精度、品質確保のための方策及び実施方法
② 運搬（積込み、運搬、荷下ろし）における変形、破損防止のための方策及び実施方法
③ 据付工事との工程調整について

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：_____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。
工 事 名： R7阿耕 耐震対策 一の堰 ゲート製作工事

評 価 項 目	「品質・施工の確認方法、管理方法」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
① 製作における出来形精度、品質確保のための方策及び実施方法 ② 運搬（積み込み、運搬、荷下ろし）における変形、破損防止のための方策及び実施方法 ③ 据付工事との工程調整について	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：_____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R7阿耜 耐震対策 一の堰 ゲート製作工事

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画 当該工事は、洪水吐ゲートのほか、張出歩廊や巻き上げ機を製作するものである。 扉体等は工場製作のため、各種の機械設備・機器の取扱いや、場内での作業員の安全管理には十分な対策が必要であり、かつ近年増加する熱中症も含めた労働災害を予防する観点から作業環境への配慮も求められている。 また、扉体等の現地搬入及び荷下ろし作業は、同一箇所ですべ付工事を実施している中、限られたスペースで行うため、周辺交通への配慮も含めた安全対策が必要となる。 さらに、建設産業の担い手の育成・確保の観点から、この工事の施工においては、県民の建設産業への関心を深めるための取組や、建設現場のイメージアップのほか、働きやすい就労環境の創出に取り組むこととしている。そのためには、効果的な取組の提案や、実施に向けての具体的な方策等が求められる。 これらのことを踏まえて、次の全ての事項について具体的に記述すること。 ① 製作時における安全確保のための工夫 ② 扉体等の現地搬入及び荷下ろし時の安全確保のための工夫 ③ 建設産業の担い手の確保・育成につながる現場環境改善等の取組 ※③の申請について、契約後に実施の是非を受発注者で協議し、有効な取組みとして実施することとした提案については、その費用を<u>変更契約の対象とする（入札額には含めないこと）</u>。 ※③の申請について、受注後、受注者の責によらない理由により実施ができないと判断できる場合は、受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：_____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R 7 阿 耕 耐 震 対 策 一 の 堰 ゲート製作工事

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
① 製作時における安全確保のための工夫 ② 扉体等の現地搬入及び荷下ろし時の安全確保のための工夫 ③ 建設産業の担い手の確保・育成につながる現場環境改善等の取組	

※A 4 版 1 枚（1 ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

商号又は名称：_____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。
工 事 名： R〇〇 〇〇〇〇〇工事 ←※工事名が間違っていないか確認を！

評 価 項 目	「施工上の課題への対応」の的確性
具 体 的 な 施 工 計 画 〇〇ということ（工事特性）に鑑み、〇〇する観点から、次の事項について記述すること。 ① 〇〇・・・ ② △△・・・ ③ ■■・・・ ④ ××・・・ ※①～④の記述に対して、他の項目で評価することはないので、 テーマに沿った記述になっているか、再確認すること 特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る「簡易な施工計画（補足：工程表）」を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ポイント以上とする。 なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。 また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。 ① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合 ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合 ③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合 ④ A4版でない場合 ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合 注1：手書きの場合も同様とする。 注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。 注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。 注4：空白行は、行数に含めない。 注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。 ＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。